

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険 (オプション))

(<https://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



在宅・地域福祉サービス中の

- ◎活動従事者ご自身のケガ
- ◎団体・グループおよび活動従事者ご自身の賠償責任
- ◎感染症 (オプション) を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

[本制度の契約形態]

本制度は、在宅福祉サービス・介護保険サービスなどを実施する団体ならびにその活動従事者を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員である団体^(※)ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ（以下総称して「団体」といいます。）

^(※) 団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

^(※) 個人加入はできません。

^(※) 株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社などの営利企業は加入できません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償・・・個人（団体のサービス従事者）
※サービスに従事しない役員、使用人は対象外です。

賠償責任の補償・・・団体（役員、使用人を含みます。）
および個人（団体のサービス従事者）

感染症の補償（オプション）・・・団体（団体が補償規定に基づいて活動従事者に支払われた補償金を補償します。）

対象となる活動

在宅福祉・地域福祉サービス

介護保険サービス

障害福祉サービス

障害者地域生活支援事業

児童福祉サービス

など

- 例**
- ホームヘルプサービス
 - グループホーム
 - 配食・給食サービス
 - 地域活動支援センター事業
 - 児童家庭支援センター事業
 - フォスタリング事業
 - 訪問入浴サービス
 - 家事援助サービス
 - ガイドヘルプサービス
 - 小規模作業所事業
 - ケアマネジメント業務（訪問調査、ケアプラン作成など居宅介護支援事業）
 - デイサービス
 - 福祉用具貸与サービス
 - 小規模多機能型サービス
 - 地域包括支援センター事業

※後見事業、法人・団体の運営業務（営業活動、事務業務、受付業務、管財業務等）は加入できません。

※社会福祉関連法令で定められた入所の社会福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者総合支援法による生活支援施設など）事業は除きます。

ボランティア団体・グループで行う有償のボランティア活動（福祉サービス）も対象になります。

補償金額（保険金額）

ケガの補償と賠償責任の補償は、セットで基本補償となりますので、いずれかのみでの加入はできません。（保険期間1年）
熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒補償特約セット

保険金の種類		加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン		
基本補償	ケガの補償	個人	死亡保険金	410万円 ^(※1)	700万円 ^(※1)	1,080万円 ^(※1)	
			後遺障害保険金	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%	
			入院保険金日額	3,100円	5,000円	8,000円	
			手術保険金	入院中の手術	31,000円	50,000円	80,000円
				外来の手術	15,500円	25,000円	40,000円
			通院保険金日額	2,000円	3,200円	5,000円	
	賠償責任の補償	団体	対人・対物賠償（個人賠償責任保険金）	1億円（1事故限度額）			
			対人・対物賠償 ^(※2)	2億円（期間中限度額）	3億円（期間中限度額）	5億円（期間中限度額）	
			人格権侵害・宣伝障害 ^(※3)	2億円（期間中限度額）	3億円（期間中限度額）	5億円（期間中限度額）	
			現金保管中の盗難損害賠償	10万円（期間中限度額）			
事故対応特別費用 ^(※4)			500万円（期間中限度額）				
オプション	感染症の補償	団体	被害者対応費用 ^(※5) （対人見舞費用）	死亡10万円・入院3万円・通院1万円（期間中50万円限度）			
			ケアマネジメント業務における経済的損害賠償	100万円（期間中限度額）			
			死亡	100万円			
			入院15日以上	5万円			
			入院8日以上14日以内	3万円			
			入院4日以上7日以内	2万円			
			通院4日以上	1万円			

^(※1)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

^(※2)対人賠償・対物賠償は、共通で保険金額限度となります。また、補償の対象となるリスクの種類ごとに期間中限度額を適用します。

^(※3)人格権侵害・宣伝障害は、共通で保険金額限度となります。

^(※4)事故対応特別費用における事故の原因調査費用については、1回の事故につき30万円限度となります。

^(※5)被害者対応費用は、人格権侵害・宣伝障害の事故、現金保管中の盗難損害賠償の事故、ケアマネジメント業務における経済的損害賠償の事故の場合は対象になりません。

※自己負担額はありません。

保険料

前年度の活動実績に基づき計算してください。(計算例は加入依頼書をご覧ください。)

補償内容	加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本補償 (ケガの補償・賠償責任の補償)		延活動従事者数 × 17 円	延活動従事者数 × 28 円	延活動従事者数 × 42 円
オプション (感染症の補償)		延活動従事者数 × 1 円		

延活動従事者数=前年度の活動従事者全員の年間延活動実績日数合計
※新規事業の場合は今年度の予想延活動従事者数

補償期間(保険期間)

令和 5 年 4 月 1 日午前 0 時から令和 6 年 3 月 31 日午後 12 時までの 1 年間

◆中途加入の場合は、加入申込手続きを完了^(※)した日の翌日午前 0 時から令和 6 年の 3 月 31 日午後 12 時までとなります。

(※) 加入申込手続きの完了とは、加入申込人が保険料を全国社会福祉協議会の指定口座に払込み、「加入依頼書」を専用封筒(ピンク色)にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとします。

加入申込手続き

- ① 団体ごとに「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご署名(フルネーム)またはご捺印ください。
また感染症の補償(オプション)に加入される場合には、「感染症補償規定」の内容をご確認いただき、加入依頼書にご捺印ください。
※地方公共団体、法人の場合は必ず公印、法人印をご捺印ください。
※新規にご加入いただく場合は、加入依頼書の同種の補償についての質問欄にも必ずご回答ください。
- ② 所定の払込用紙(社協コードを必ず記入)を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振込みください。
- ③ 「加入依頼書」の 1 枚目(保険会社用)に所定の「振替払込受付証明書(お客さま用)」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、活動開始日前日までに専用封筒(ピンク色)にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。

※活動従事者名簿について

- 活動従事者の名簿はご加入者が備付けをしてください。
- 名簿の様式は問いませんが、「活動開始年月日」「活動従事者の氏名」「住所」および「電話番号」を記載してください。
- 名簿にお名前の無い方は保険金支払いの対象外となります。

- ④ 「加入依頼書」の 3 枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

保険金をお支払いする主な場合【ケガの補償】

【ケガの補償】（傷害保険） 団体の活動中に急激かつ偶然な外来の事故による活動従事者自身のケガを補償

ヘルパーが利用者宅で家事援助をしていて、調理中にやけどをし通院した。



介護支援専門員が訪問調査のため、要介護者を訪ねる途中、交通事故にあい後遺障害が生じた。



- ◎入院・通院 1 日目からお支払いします。
- ◎健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
- ◎熱中症やウイルス性・細菌性食中毒になった場合にも補償します（熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット）。
- ◎活動場所への往復途上の事故も補償の対象となります。

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）</p>
入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から 180 日以内）</p>
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりません。</p> <p>なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10（倍）</p> <p>＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5（倍）</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。</p>
通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度）</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kitan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合【賠償責任の補償・感染症の補償（オプション）】

【賠償責任の補償（福祉サービス総合補償追加 条項他セット賠償責任保険）】 団体の活動中の偶然な事故により、サービス利用者や他人の身体・財物に損害を与え、団体またはその活動従事者が法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償

入浴サービス中に誤ってお年寄りにケガをさせた。



利用者宅で、家事援助サービス中、誤って食器を落として割った。



- ◎サービス利用者の状況を外部に漏らし名誉毀損と訴えられたなど人格権の侵害による損害賠償責任も補償します。
- ◎利用者から預かった現金盗難時の損害賠償責任も補償します。（警察への届け出が必要です）
- ◎ケアプランに不必要な介護サービスを組み込んだため、本来必要なサービスを受けられなかったとして損害賠償を求められたなど、ケアマネジメント業務における経済的損害による損害賠償責任も補償します。
- ◎介護職員がたんの吸引を行った際に要介護者の喉を傷つけてしまったなど、介護職員等認定特定行為業務従事者が行った喀痰吸引等特定行為による損害賠償責任も補償します。

保険金の種類	補償内容
① 損害防止費用	被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
② 緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
③ 権利保全行費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
④ 争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤ 協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥ 損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
⑦ 被害者対応費用 (対人見舞費用)	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金・見舞品の購入費用を被害者の状況に応じて死亡時 10 万円・入院時 3 万円・通院時 1 万円を限度にお支払いします。本補償をご利用後に賠償請求を受け、最終的に賠償責任を負う場合には、賠償保険金のお支払い時に、この補償分を控除させていただきます。
⑧ 事故対応特別費用 (初期対応費用・争訟対応費用) ※団体の補償固有	補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等）をお支払いします。

- ※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。
- ※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{争訟費用の総額} = \text{争訟費用の総額} \times \text{支払限度額} / \text{⑥損害賠償金}$$
- ※個人の賠償責任の補償の場合は、①から⑥までをあわせて「個人賠償責任保険金」といいます。

オプション

【感染症の補償】 (約定履行費用保険)

福祉サービスに従事する方自身がその活動中の事由により、下記に掲げる感染症を発症し、死亡、4 日以上入院または、4 日以上通院した場合、団体が補償規定に基づき活動従事者に補償金を支払われた場合に保険金をお支払いします。(感染症補償規定につきましてはP6 をご覧ください。)

- ◎対象となる感染症：肺炎、新型コロナウイルス感染症^(*)、肝炎(A 型、B 型、C 型および E 型)、結核、HIV 感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、紅色陰癬 など)、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものにかぎる。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものにかぎる。)、痘そう、黄熱、Q 熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、マラリア、南米出血熱、急性灰白髄炎、腸管出血性大腸菌感染症
- ※医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が 2022 年 9 月 26 日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方^{*}」としています(2022 年 12 月現在)。
- *以下の方をいいます。
 - ・65 歳以上の方
 - ・入院を要する方
 - ・妊婦
 - ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- (注)今後、変更となる可能性があります。